

第8回滝沢市農業委員会総会会議録

- 1 日時 令和6年2月26日(月) 午前10時30分
- 2 場所 滝沢市役所本庁舎 4階 中会議室
- 3 日程
 - 日程第1 議事録署名人並びに書記の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 業務報告について
 - 日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
 - 日程第7 議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
 - 日程第8 議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定について
 - 日程第9 議案第6号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 日程第10 議案第7号 贈与税の納税猶予に係る証明について
 - 日程第11 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について
 - 日程第12 報告第2号 農地転用届出の確認事務報告について
- 4 出席委員 農業委員
 - 1番委員 新田 義修
 - 2番委員 吉清水 秀明
 - 3番委員 主濱 学
 - 4番委員 佐藤 恵一郎
 - 5番委員 熊谷 喜彦
 - 6番委員 高橋 敏彦
 - 7番委員 勝田 徹
 - 8番委員 太田 豊
 - 9番委員 駿河 信一 以上9名

農地利用最適化推進委員

 - 南部地区担当 佐藤 桂
 - 西部地区担当 桑原 和男 以上2名
- 5 欠席委員 なし

6 説明のために会議に出席した者

農業委員会事務局	事務局長	佐々木 澄子
同	主任主査	細川 直樹
同	主査	高橋 昂希

開会時刻 令和6年2月26日（月） 午前10時30分

佐々木事務局長 只今より第8回滝沢市農業委員会総会を開会いたします。
駿河信一会長よりご挨拶をいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

駿河会長 挨拶（略）

議長 只今の出席委員は農業委員が9名であります。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。
なお、本日は推進委員2名が出席しております。

議長 日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。
本案件につきましては会議規則第11条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、ご指名申し上げます。
議事録署名人につきましては7番勝田徹委員と8番太田豊委員を指名します。
書記には事務局の細川主任主査と高橋主査を指名します。

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

議長 日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第8回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和6年1月26日から令和6年2月26日までとなります。議案書は2ページ及び3ページをご覧ください。

（第7回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。
日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申

請に対する可否の決定についてを議題といたします。なお、事前にご説明しましたが議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。

事務局より説明させます。

高橋主査 それでは私の方から議案第1号について補足説明いたします。議案書は5ページをご覧ください。

整理番号1番は、隣接地を耕作している農業者への所有権の移転案件です。

以上より、議案第1号については、議案書6ページからの調査書に記載されているとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、勝田徹農業委員、佐藤桂推進委員、桑原和男推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を勝田農業委員にお願いします。

勝田農業委員 7番の勝田です。それでは私の方から議案第1号について、令和6年2月16日に佐藤推進委員と桑原推進委員と現地調査を実施して来ましたのでご報告申し上げます。

議案第1号の現地は、農地として利用されていることが確認できました。

以上のことから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上で議案第1号の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は1件です。議案書は9ページから11ページまでをご覧ください。

整理番号1番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の辺縁部に位置することから第1種農地と判断されると考えられますが、南側が住宅地に接して集落を形成していることから農地転用目的の例外規定に基づきますと許可相当の意見になるものと見られます。また、資金計画は全額金融機関からの融資によるものであり、金融機関からの融資事前審査結果通知により事業の確実性について確認しているところです。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を勝田農業委員にお願いします。

勝田農業委員 7番勝田です。それでは私の方から議案第2号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、ふうりん保育園から北西へ約310メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側は道路及び水路を挟み農地、西側及び北側は農地、南側は道路を挟み宅地になっていました。

以上について調査の結果、申請地は日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題といたします。

事務局より説明させます。

高橋主査

それでは議案第3号について補足説明させていただきます。議案書は13ページからをご覧ください。案件は所有権移転が1件、更新案件が7件、新規の貸借案件が1件となっております。

整理番号1番は、農地所有適格法人である認定農業者への所有権の移転案件です。

整理番号2番から8番までは、更新案件です。

整理番号9番は、農地所有適格法人である認定農業者への貸付案件です。

以上、議案第3号については、いずれも経営面積、従事日数等旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

なお、本議案の整理番号2番から8番までについては、更新の案件のため現地調査を省略しております。

それでは、本案件のうち整理番号1番及び9番についての現地調査報告を桑原推進委員にお願いします。

桑原推進委員

推進委員の桑原です。それでは私の方から議案第3号のうち整理番号1番及び9番についてご報告申し上げます。

整理番号1番及び9番の農地につきましては、全て農地として活用していることが確認できました。農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてであります。事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもありますとおり、今回権利の設定等を受ける方が権利を得ている農地は全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で議案第3号のうち整理番号1番及び9番の現地調査報告を終わります。

議長

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長

無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題といたします。
事務局より説明させます。

高橋主査 それでは議案第4号について補足説明させていただきます。議案書は29ページからをご覧ください。
整理番号1番から4番までは、柳沢地区の地域集積協力金事業により権利の設定がなされたものです。
整理番号5番から8番までは、一本木・加賀内地区の地域集積協力金事業により権利の設定がなされたものです。
以上、議案第4号については、いずれも経営面積、従事日数等旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。
以上で説明を終わります。

議長 なお、本案件の現地調査報告については、整理番号7番は第5回総会議案第2号において、整理番号8番は第4回総会議案第3号においてそれぞれ報告済みですので省略します。
それでは、本案件のうち整理番号1番から6番までの現地調査報告を桑原推進委員にお願いします。

桑原推進委員 推進委員の桑原です。それでは私の方から議案第4号のうち整理番号1番から6番までについてご報告申し上げます。
整理番号1番から6番までの農地につきましては、全て農地として活用していることが確認できました。農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてであります。事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもありますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。
以上で議案第4号のうち整理番号1番から6番までの現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第8、議案第5号、農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定についてを議題といたします。
事務局より説明させます。

高橋主査 それでは議案第5号について補足説明させていただきます。議案書は42ページからをご覧ください。
整理番号1番から3番までは、耕作者の変更案件です。
整理番号1番は認定農業者への変更、整理番号2番及び3番は貸し付けていた農地を所有者の後継者である子が耕作することとした案件です。
以上、議案第5号については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。
以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告につきましては、再配分に係る案件のため省略します。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第9、議案第6号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてを議題といたします。
事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第6号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について補足説明いたします。案件は2件です。議案書は47ページから49ページまでをご覧ください。
整理番号1番及び2番は、航空写真等により調査したところ農地

でなくなってから既に20年以上経過していることから、要領に基づき判断しますと証明することに問題はないものと考えられます。
以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を佐藤推進委員にお願いします。

佐藤推進委員 推進委員の佐藤です。それでは私の方から議案第6号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。
始めに整理番号1番の申請地の位置は、滝沢浄水場から北東へ約300メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側は農地、西側は道路を挟み宅地、南側は水路を挟み雑種地、北側は河川及び道路を挟み宅地になっており、現地は雑草や雑木が生い茂った藪となっており、長年に渡り耕作されず放置されていた結果、農地への復元は容易でない様子が確認できました。
次に整理番号2番の申請地の位置は、鵜飼小学校から北へ約500メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側は水路及び道路を挟み農地、西側は農地、南側は宅地、北側は水路を挟み農地になっており、現地は中央にある高低差の大きい法面で南北に分断されているうえ、南側にある元鉄工所の建物がはみ出して建てられている等鉄工所の敷地と一体で使われていた形跡があり、現在は駐車場や資材置場等として使用されている様子が確認できました。
以上について調査の結果、いずれの申請地も耕作されておらず、既に農地性はないものと見受けられました。
以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第10、議案第7号、贈与税の納税猶予に係る証明についてを議題といたします。
事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第7号、贈与税の納税猶予に係る証明について補足説明いた

します。案件は1件です。議案書は51ページをご覧ください。

この制度の適用を受けた受贈者は3年毎に税務署に継続届出書を提出することになっており、関係法令によって農業委員会で発行する引き続き農業経営を行っている旨の証明書あるいは引き続き特定貸付を行っている旨の証明書等を添付することになっております。このため農業委員会では受贈者の願出があれば、適用を受けている農地の現況を確認し証明する必要があることとなります。

なお、整理番号1番の受贈者は、農業者年金における経営移譲年金の支給を受けるため平成23年に受贈者の推定相続人にあたる子に対して農地法第3条許可による当該農地の貸付を行っておりますが、貸付にあたり推定相続人の適格者証明等制度所定の手続が行われていることから、租税特別措置法第70条の4第6項の規定により引き続き贈与税の納税猶予の対象となるものであります。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は佐藤推進委員にお願いします。

佐藤推進委員 推進委員の佐藤です。それでは私の方から議案第7号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番について、大釜風林地内の農地は全て田として水稻を作付しているとのことでした。対象の農地は全て適正に肥培管理されており、問題ないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第7号について、原案のとおり証明することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長 日程第11、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について、及び日程第12、報告第2号、農地転用届出の確認事務報告についてにつきましては、お手元の議案書52ページからのとおりとなっておりますのでご確認願います。

議長

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しました。
これをもって、第8回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和6年2月26日（月） 午前11時05分

議 長 _____

会議録署名人 7 番委員 _____

会議録署名人 8 番委員 _____

これは原本である。

令和6年2月26日

滝沢市農業委員会 会長 駿河 信一